職場iDeCo・つみたてNISA　運営要領

１．目的

厚生労働省本省職員（以下「職員」という。）の在職中から退職後にわたる人生をより充実したものとするため、計画的な資産形成が可能な職場iDeCo・つみたてNISA（以下「本制度」という。）を職員自らが生活設計を行うことを支援する制度と位置づけ、本制度を通じて、職員の福利厚生の増進を図る。

２．制度

本制度は、１．の目的を実現するために、原則として、確定拠出年金法に基づく個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という。）への加入及び租税特別措置法の少額投資非課税制度に基づく非課税累積投資契約（以下「つみたてNISA」という。）による買付けを活用することとする。但し、つみたてNISAについては、課税口座による取引を併せて行うことによって、非課税枠を超える買付けを行うことを妨げるものではない。

３．制度運営の実施

（１）厚生労働省本省は、本制度への参加を希望するiDeCoの運営管理機関又はつみたてNISAの取扱金融機関（以下「運営管理機関等」という。）より、本制度に関する適正な申出書を受理し、本制度に基づく事務の実施を了承する。

（２）運営管理機関等は、関係法令諸規則に従い、以下に掲げる業務をはじめとした本制度の運営業務を行う。

①　厚生労働省本省に対する、iDeCoの加入申出又はつみたてNISAの口座開設等に関するウェブページのURLの提供

②　厚生労働省本省の求め等に応じて、iDeCo加入申出書類又はつみたてNISAの口座開設書類の提供

③　厚生労働省本省に対する、運営管理機関等の取扱店舗、担当者名等の通知

④　職員に対する、iDeCoの投資教育又はつみたてNISAの金融・投資教育（以下「投資教育等」という。）の提供

４．運営管理機関等の募集

（１）大臣官房会計課福利厚生室（以下「福利厚生室」という。）は、厚生労働省本省における本制度の事務の実施を希望する運営管理機関等を募集し、必要に応じて追加募集を行う。その際、必要に応じて、iDeCoの実施主体である国民年金基金連合会（以下「国基連」という。）の協力を得ることとする。

（２）募集に当たっては、以下２点を満たすことを要件とし、応募する運営管理機関等に対して申出書（別紙）の提出を求める。

①　職員に対する投資教育等の実施が可能であること。

②　顧客本位の業務運営に関する原則を採択し、その取組方針を公表していること。

（３）福利厚生室は、運営管理機関等から、申出書を受理し、管理・保管する。

（４）福利厚生室は、円滑な事務の遂行を確保するため、運営管理機関等と相互に事務担当窓口を報告し、変更がある場合は通知する。

５．職員への周知

（１）福利厚生室は、本制度に関する以下の情報を、厚生労働省のポータルサイトに掲載するとともに、掲載情報を更新した場合などには、職員に対して、その旨を電子メールにより周知する。

①　本制度の概要

②　本制度の運営要領

③　運営管理機関等に関する情報

・運営管理機関等の名称、照会先

・iDeCoの加入又はつみたてNISAの口座開設の申込ページ（本制度の専用申込ページを含む）や投資教育等の教材URL等

（２）福利厚生室は、運営管理機関等から提供されるiDeCoの加入申出書類、つみたてNISAの口座開設書類及び投資教育等の教材を保管し、職員の求めに応じて配布する。また、その旨を（１）に定める電子メールによる周知の際に、併せて周知する。

６．投資教育等の実施

本制度において、職員は、原則として運営管理機関等の提供する投資教育等を受けるものとする。なお、運営管理機関等は投資教育等の実施に当たって、個別商品に係る営業・勧誘は行わないものとする。

（１）福利厚生室は、職員に対して、対面セミナー形式による投資教育等を受ける機会を提供する。

（２）（１）の対面セミナーは、休憩時間、または勤務時間終了後に、原則として庁舎内で開催することとする。なお、運営管理機関等の個別商品に関する説明は行わない点に留意する。

（３）（１）の対面セミナーの開催が決定した場合、福利厚生室は、その旨を職員に周知する。

（４）運営管理機関等から、本制度の専用WEBサービスを通じた投資教育等を実施したい旨の申し出があった場合、福利厚生室は、ポータルサイトにおいて、運営管理機関等より依頼されたURL、ID等を職員に周知する。

７．職員と運営管理機関等との契約

（１）職員は、特定の運営管理機関等に対して、iDeCoの加入又はつみたてNISAの口座開設を希望する場合、所定の方法により、職員本人が運営管理機関等に申込を行うことにより、契約を締結する。

（２）利用者（運営管理機関等との間で、本制度に基づく契約を締結している職員をいう。以下同じ。）は、iDeCoについては、事業主払込の方法と利用者の個人口座からの振替方法を選択の上、掛金を納付し、つみたてNISAについては、利用者の個人口座からの振替により、定時定額で積立を行う。

（３）利用者は、本制度の利用に当たって、金融機関の選択・変更、投資判断、運用商品の選択・変更、掛金・積立金額の設定・変更、取引履歴・資産残高の確認及び運営管理機関等から提供を受ける情報の採否等について、利用者本人の自己責任のもとで行うものとする。

（４）厚生労働省本省は、iDeCoの加入又はつみたてNISAの口座開設に係る記入済みの申込書類の預かり等を含め、当該契約に一切関与しない。

８．法令・内規上の整理

iDeCo又はつみたてNISAに関する、法令・内規上の整理については、以下のとおりである。ただし、関係部局において、株式等又は投資信託等に係る内規が別途定められている場合には、以下の内容に関わらず、当該部局の職員は当該内規に従うこと。

（１）iDeCo又はつみたてNISAについては、運用・投資対象の投資信託がインサイダー取引規制の対象にならないなど、通常、金融商品取引法との関係が問題になることは考えられない。

※　ただし、インサイダー取引規制の対象には、上場投資法人（J-REIT）に係る投資証券の取引及び個別株式の売買が含まれる。

（２）iDeCo又はつみたてNISAについては、あらかじめ決めた運用・投資対象（投資信託）に、定時定額の積立方式によって機械的に投資するものであり、通常の資産形成の一環として適切に運用される限り、服務関係の法令・内規上、職員としての公正な職務遂行の観点から問題とはならない。

（３）iDeCo又はつみたてNISAの利用に係る職場への報告は不要である。

９．その他

　　本要領に定めのない事項については、運営管理機関等と厚生労働省本省が協議して決定するものとする。

（以上）